# 議 事 録

会議の名称	令和4年第4回本庄市農業委員会総会							
開催日時	午後2時から令和4年4月25日(月)午後2時50分まで							
開催場所	本庄市役所 大会議室							
出・欠席者	別紙のとおり							
議事日程	<ul> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決         <ul> <li>(1)第21号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2)第22号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3)第23号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</li> <li>(4)第24号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(5)報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(6)報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>(7)報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(8)報告第22号 農地法第18条第6項の規定による届出について</li> <li>(9)報告第23号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について</li> </ul> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ul>							
配付資料	1 令和4年第4回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和4年第4回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項							
主管課	農業委員会事務局							

	会議の経過
発言者	発 言 内 容
事務局長	それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきま
	す。
	議事日程に従いまして、進めさせていただきます。
	まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長代	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいだたき誠にありがとうございま
理	す。それでは、ただ今から令和4年第4回本庄市農業委員会総会を開会いたしま
	す。よろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。
	次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたしま
	す。
田端会長	皆さまこんにちは。今月より新年度の体制となります。新しく赴任された職員
	の皆さんには農業委員会の事務局として頑張っていただくわけですが、委員の
	皆さんにもご協力をいただければと思います。それでは、本日も慎重審議をお願
	いいたしまして、簡単ではございますが開会のあいさつにかえさせていただき
	ます。本日もよろしくお願い申し上げます。
事務局長	本日、農業委員の塩原茂夫委員、推進委員の福島正紹委員、新井明夫委員より
	欠席の旨届出がありました。また、推進委員の田島勇扇委員、小川委員より時間
	に遅れる旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。
	次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27
	条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことが
	できない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中18名
	出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進
	委員24名中20名の出席となっておりますことをご報告いたします。
	これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定によ
	り、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
議長	議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私
	から指名させていただきます。本日は、14番鳥澤委員、15番鈴木良美委員の
	両名にお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。
	次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採りたる。
	決に入ります。本日の付議事件は、議案送付時に配布しました議案4件及び報告   こかにより
	5件であります。

	まず、第21号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程い					
	たします。事務局より説明願います。					
古公只臣						
事務局長	第21号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。					
	第21号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ					
	ます。					
	本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について					
	処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法					
	第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでござい					
	ます。本日提出、会長。					
	申請内容につきましては、2ページ及び3ページをご覧ください。申請件数					
	は、8件でしたが、整理番号8の許可申請書が取下げられましたので、本議案で					
	の審議は7件となります。その内訳は、贈与による所有権移転3件及び売買によ					
	る所有権移転4件でございます。					
	次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第					
	3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件					
	で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従					
	事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営					
	面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利					
	用に悪影響を与えないこととなっておりまして、農地の受け手がこれらすべて					
	の要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でござい					
	ます。					
議長	- それでは、今回、整理番号7につきましては、議事参与制限に係る案件となり					
成以	ますので、まずは、整理番号7を除いた、整理番号1から整理番号6までについ					
	て、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告をいただきました後に、ご質					
	問いただき、その後、審議とさせていただきますので、よろしくお願いいたしま					
	す。					
	まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。					
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏					
	名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の田6筆及び畑7筆、面積は記載					
	のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地					
	区担当は、立石委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページから7ペー					
	ジまでとなります。					
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件					
	すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。					
議長	<u>整理番号1についてですが、立石委員から報告をお願いいたします。</u>					

立石委員	8番立石より報告いたします。4月20日午前11時頃、受人より聴き取り
	を行いました。議案書2ページの1番をご覧ください。
	申請事由は贈与による所有権移転でございます。受人と渡人の関係は姪と叔
	父になります。受人は現在、東京都町田市に在住ですが、近いうちに本庄に戻
	り、農業を行うということでございます。受人の年齢は65歳、本人の農業従
	事日数は約180日です。主な作物は、ブルーベリー、ネギ、ブロッコリーを
	栽培し、農機具はトラクター1台、軽トラックを1台所有しています。
	受人の生産性は適当であると思われます。下限面積要件も満たしていること
	から、許可にあたっては適当であると思われますので、皆さま方の審議のほど
	よろしくお願いいたします。以上、ご報告いたします。
** E	
議長 東郊日長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2をご説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所
	氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の田1筆、面積は記載のとおり
	です。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当
	は、立石委員でございます。なお、申請地位置図は、8ページになります。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件
	すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。 
議長	整理番号2についてですが、立石委員から報告をお願いいたします。
立石委員	8番立石より報告いたします。4月19日午後1時30分頃、内田委員と現地
	確認並びに受人より聴き取り調査を行ってまいりました。議案書8ページ、3-
	2の地図をご覧ください。申請地は本田の若泉稲荷神社から南に約200mの
	場所に位置しています。渡人と受人との関係は兄弟です。父が亡くなった際、次
	男と三男に対し将来の墓地用地として相続しましたが、墓地法の改正により新
	規での墓地は認められないため、農地として長男である兄へ贈与による所有権
	移転となります。受人は病気療養のため、代理人でもある息子に話を伺いまし
	た。息子の年齢は50歳、年間250日程度、主にブロッコリー、水稲を生産し
	ております。
	トラクター2台、田植機1台、防除機1台、コンバイン1台、軽トラック3台
	を所有しており生産性は適当であると思われます。下限面積要件も満たしてお
	り、許可にあたっては適当であると思われます。皆さま方の審議のほどよろしく
	お願いいたします。以上、ご報告いたします。
議長	次に、整理番号3、整理番号4及び整理番号5についてですが、受人が同一で
	ありますので、一括して審議します。事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3、整理番号4及び整理番号5を一括でご説明いたしますので、2ペ

です。申請地は、児玉町吉田林地内の畑4筆及び児玉町八幡山の畑1筆、面積は それぞれ記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のと おりです。地区担当は、整理番号3及び整理番号4については小賀野委員、整理 番号5については小賀野委員及び永尾委員でございます。なお、申請地位置図 は、9ページから12ページまでとなります。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件 すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。 議長 整理番号3、整理番号4及び整理番号5についてですが、地区がまたがってお り、担当の委員の方が2名となります。 まずは、小賀野委員の報告をお願いいたします。 小賀野委員 19番小賀野より報告させていただきます。4月19日午前10時頃に、出牛 推進委員と現地調査及び受人より聴き取り調査を行いました。 申請地につきましては、議案書9ページ、3-3の地図と、10ページ、3-4の地図及び11ページ、3-5の地図を順次ご覧ください。渡人がそれぞれ異 なりますが、4筆とも一か所の地続きとなっており、合計で約1300㎡の畑地 でございます。 申請地は、八高線児玉駅より北西に約200mに位置し、周りは住宅に囲まれ ています。受人の年齢は62歳、子ども2人とパート2名でほぼ毎日農業に従事 いております。農機具はトラクター2台、管理機2台、噴霧機2台を所有してお り、経営についての生産性は適当であると思われます。 申請地にはレタス、ブロッコリー、とうもろこしを作付けしたいとのことでご ざいます。申請地及び受人の所有農地は問題なく利用されており、周辺農地への 支障の恐れはなく、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思わ れます。 以上、ご報告いたします。 議長 次に、永尾委員の報告をお願いいたします。 永尾委員 続いて、11番、永尾より報告いたします。4月20日午前8時頃、宮部推進 委員と現地確認調査を行いました。 申請地の概要につきましては、議案書12ページ、3-5-2の地図をご覧く ださい。申請地は、児玉地域包括支援センターより北に400mほどの場所に位 置しております。 恐れ入ります、議案書3ページにお戻り下さい。 申請地及び受人所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が 問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われます。 以上、ご報告いたします。

議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。							
事務局長	整理番号6をご説明いたしますので、3ページをご覧ください。申請人の住所							
	氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑4筆、面積は記載のとおり							
	です。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当							
	は、岡芹委員でございます。なお、申請地位置図は、13ページになります。							
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要							
	すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。							
議長	整理番号6についてですが、岡芹委員から報告をお願いいたします。							
岡芹委員	9番岡芹より報告いたします。4月20日午前9時頃、荒井推進委員と申請地							
	の現地確認を行いました。また、21日午後5時30分頃、受人本人より電話で							
	聴き取り調査を行いました。							
	申請地の概要につきましては、議案書13ページ、3-6の地図をご覧くださ							
	い。共和自治会館から南方向へ約200mに位置しています。申請事由は贈与で							
	す。申請地は、数年前から耕作放棄の状態にあり、農地を維持管理する体力や、							
	経済的負担を考え、受人に譲り渡すこととなりました。なお、耕作放棄地の解消							
	については、ユンボなどの重機を所有する農地所有適格法人と調整済みである							
	ことを受人より聞き取っております。							
	次に、受人の状況ですが、年齢は64歳、本人、妻と子どもの3人で耕作し							
	ており、本人の農業従事日数は約300日です。所有する農機具はトラクター							
	1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しています。							
	申請地では、受人本人が園主となって指導を行う農業体験農園として利用す							
	る計画です。作付予定作物は、夏はトマト、ナスなど、冬は大根や小松菜など							
	です。							
	また、受人の居住地から当地まで遠方のため、今後の管理について確認した							
	ところ、農機具等を収納する農業用倉庫を建設し、週1回程度通う予定であ							
	り、現在、倉庫建設について農政課に相談中とのことです。							
	受人所有農地の耕作状況は、事務局を通して加須市と宮代町より報告を受け							
	ており、全ての農地で保全管理がされておりました。従って、今後申請地は適							
	正に管理されると思われます。							
	周辺農地への支障の恐れもなく、下限面積要件も満たしています。							
-34 F÷	以上、ご報告いたします。慎重審議よろしくお願いいたします。							
議長	ただいまの、整理番号1から整理番号6までの説明及び報告に対しまして、ご							
	質疑がありましたらお願いいたします。							
	それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号6までの許可申請につ							

	いて、許可することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
	ご異議ございませんので、許可といたします。
	次に、整理番号7ですが、推進委員の内田委員につきましては、本人が議事対
	象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定を
	準用しまして、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。
	(退席後)
	それでは、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号7をご説明いたしますので、3ページをご覧ください。申請人の住所
	氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑3筆、面積は記載のと
	おりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担
	当は、立石委員でございます。なお、申請地位置図は、14ページになります。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件
	すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。
議長	整理番号7についてですが、立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	8番立石より報告いたします。4月18日午後3時頃、内田委員と現地確認並
	びに受人より聴き取り調査を行ってまいりました。議案書3ページの7番をご
	覧ください。申請理由は売買による所有権移転となります。14ページ、3-7
	の地図をご覧ください。申請地は四季の里東公園の東側に位置しています。渡人
	が病気のため耕作ができず、後継者もなく受人に相談があり売買に至ったとの
	ことでございます。
	受人の年齢は66歳、耕作者は3人、主にブロッコリー、カリフラワー、とう
	もろこしを作付けしております。トラクター2台、耕転機3台、防除機1台、軽
	トラック2台を所有し、生産性は適当であると思われます。全ての農地が保全管
	理され、周辺農地への支障もなく、下限面積要件も満たしておりますので、許可
	にあたっては適当であると思われます。皆さま方のご審議のほどよろしくお願
	いいたします。以上、ご報告いたします。
議長	ただいまの、整理番号7の説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたら
	お願いいたします。
	(なし)
	それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可すること
	に、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
	ご異議ございませんので、許可といたします。
	事務局に申し上げます。内田委員の復席をお願いします。

# (復席)

次に、第22号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。

### 事務局長

第22号議案を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。

第22号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

計画内容については、17ページから 31ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、78件です。田 58筆及び畑 71筆の面積合計 165,813 ㎡の利用権設定でございます。

次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。

本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること等とされており、以上の要件を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

#### 議長

ただいま事務局より説明がありましたが、農業委員の福島委員、坂爪委員及 び推進委員の吉田委員につきましては、利用権の設定等を受ける者として、ま た、推進委員の粂原委員につきましては設定等を渡す者として、本人が議事対 象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定及 び同法令を準用しまして、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいた します。

### (退席後)

第22号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいた します。

(なし)

それでは、お諮りいたします。

	第22号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませ
	んか。
	(異議なし)
	ご異議ございませんので、第22号議案については、原案のとおり決定いた
	しました。
	事務局に申し上げます。福島委員、坂爪委員、粂原委員及び吉田委員の復席
	をお願いします。
	(復席)
	次に、第23号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」 を上程
	いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第23号議案を説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。
	第23号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上
	げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県
	知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し
	上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙
	の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。
	申請内容については、33ページをご覧ください。申請件数は2件でござい
	ます。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1及び整理番号2を順番に事務局から説明、地区担当委
	員から報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、一括審議させて
	いただきますので、よろしくお願いいたします。まずは、整理番号1につい
	て、事務局より説明を求めます。
事務局長	■ 整理番号1をご説明いたしますので、33ページをご覧ください。申請人の ■ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載の
	とおりです。申請事由は、水道管敷設工事です。用途地域は、指定なしです。
	都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委   
	員でございます。
	申請地位置図は、34ページをご覧ください。4-1については、農用地区
	域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地
	であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則と
	して不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷地拡張用地であるため、第
	1種農地の不許可の例外として、「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当に
	なるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請   書類を密本する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。
 議長	書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。
1 森長	│ 整理番号1について、岡芹委員の報告をお願いいたします。

# 岡芹委員

9番岡芹より報告させていただきます。 4月20日午前10時10分頃、荒井推進委員と現地確認を行いました。また、電話で代理申請人から聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては議案書34ページ、4-1の地図をご覧ください。

申請地は今井の金鑚神社より北西方向に400mほど進んだ集落の中に位置 しております。周辺の状況は、申請地の西側は申請人所有の敷地に接していま す。北側は先月の総会にて、建売分譲住宅用地として第5条の転用許可申請が 出された場所であります。

恐れ入ります。議案書33ページにお戻りください。

申請目的は住宅敷地拡張用地でございます。申請の理由は、水道管敷設のための住宅敷地の拡張です。申請人は、先月の転用許可申請のとおり、自己所有の農地を建売分譲住宅用地として売り渡すこととなり、その土地に母屋で使用している水道管が埋設されていますが、土地の売渡しに際して撤去しなければならないため、当該申請地を利用して新たな水道管を設置することとなりました。聴き取り調査及び現地確認により、母屋の西側の市道には水道管は敷設されていないことを確認しています。

申請地周辺は、北側と南側に住宅が点在し、東側と西側は農地が広がっていますが、周辺農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。

以上、報告いたします。

### 議長

次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。

# 事務局長

整理番号2をご説明いたしますので、33ページをご覧ください。申請人の 住所氏名は、記載のとおりです。申請地は児玉町児玉南3丁目地内の畑1筆、 面積は記載のとおりです。申請事由は、長屋住宅建設工事です。用途地域は、 第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。

申請地位置図は、35ページをご覧ください。4-2については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則許可相当であることから立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。

### 議長

整理番号2について、田島敏包委員の報告をお願いいたします。

# 田島敏包委員

12番田島より報告します。4月19日午前8時より宮部推進委員と現地確認を行いました。議案書35ページの位置図を参照ください。申請地は児玉南区画整理地内、第1種低層住居専用地域で桃花木公園の東側に隣接する位置にあります。

	申請人は、この土地を長年耕作してまいりましたが、高齢のため最近は雑草
	等が生い茂らないよう除草管理を行ってまいりましたが、申請地は敷地も広く
	維持管理を続行することが年々困難になり、他に有効な土地活用がないか検討
	の結果、アパートを建設することに至りました。申請地は学校及び商業地域に
	近く、主要道路へのアクセスは良好です。また、昨年4月には申請地の隣地を
	4条申請にて許可を得ております。なお、近隣の農地等へ支障をきたす恐れは
	なしと拝察いたしました。
	以上のことから、転用許可は妥当と思われます。委員各位のご理解をお願い
	致します。以上です。
議長	ただいまの、整理番号1及び整理番号2についての説明及び報告に対しまし
	て、ご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし)
	それでは、お諮りいたします。
	整理番号1及び整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異
	議ございませんか。
	(異議なし)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、第24号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程い
	たします。事務局より説明願います。
事務局長	第24号議案を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。
	第24号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ
	ます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事
	に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げる
	ものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申
	請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。
	申請内容については、37ページをご覧ください。申請件数は、5件で、そ
	の内訳は、使用貸借権1件、所有権移転3件及び賃借権1件でございます。以
	上でございます。
議長	それでは、整理番号1から整理番号5までを、順番に事務局から説明、地区
	担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、審議と
	させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。まずは、整
	理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1をご説明いたしますので、37ページをご覧ください。申請人の住
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとお
	りです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途
1	1

地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。

申請地位置図は、38ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。

### 議長

整理番号1について、岡芹委員の報告をお願いいたします。

# 岡芹委員

整理番号1について、9番岡芹より報告させていただきます。4月20日午前9時50分頃から、荒井推進委員と現地確認及び代理申請人から聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書38ページ、5-1の地図をご覧ください。

申請地は、今井の金鑚神社から東に約100m進んだ長興寺入口駐車場の東側に位置しています。周辺の状況は申請地の東側と北側は田んぼとなっています。

恐れ入ります、議案書の37ページにお戻りください。申請目的は、現在家族5人で妻の実家に住んでいます。結婚10年で家を持つという目標計画でいましたので義父に相談したところ、許可をいただいたので申請に至ったものです。転用目的及び必要性は妥当であると思われます。

申請事由は、自己用住宅用地です。申請地周辺は東側に工業団地、西側に住宅が点在し、他の農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。

以上、報告いたします。

# 議長

次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。

### 事務局長

整理番号2をご明いたしますので、37ページをご覧ください。申請人の住所 氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載 のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地 です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。

申請地位置図は、39ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審

	査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以							
	上でございます。							
議長	整理番号2について、永尾委員の報告をお願いいたします。							
永尾委員	整理番号2について、11番永尾より報告します。4月20日午前8時15分							
	頃、宮部推進委員と現地確認調査を行いました。申請地の概要につきましては、							
	議案書39ページ、5-2の地図をご覧ください。							
	申請地は、JR八高線と国道462号線、女堀川に囲まれた三角形の地帯の北							
	側の線路沿いで、大きく三角形に広がる農地の西の端に位置しています。							
	恐れ入ります。議案書の37ページにお戻りください。申請地は、長年耕作さ							
	れておらず、雑草が生い茂っており、三角形に広がる農地の西端にあることか							
	ら、他の農地に支障を及ぼす恐れもないと思われます。							
	以上、ご報告いたします。							
議長	次に、整理番号3及び整理番号4についてですが、受人が同一で、申請内容が							
	が同一事業であることから、整理番号3及び整理番号4を一括で事務局より説							
	明を求めます。							
事務局長	整理番号3及び整理番号4を一括で説明いたしますので、37ページをご覧							
	ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、四方田							
	地内の田3筆及び畑1筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。権利区分でござい							
	ますが、整理番号3は所有権移転、整理番号4は賃借権です。申請事由でござい							
	ますが、整理番号3は天然ガス輸送導管事業施設用地、整理番号4は天然ガス輸							
	送導管事業施設用地に係る一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当							
	は、岡芹委員でございます。							
	申請地位置図は、40ページをご覧ください。5-3については、農用地区域							
	内農地には該当しないため、「高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に							
	供する道路の出入口」いわゆるインターチェンジから300m以内に存してい							
	ますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相							
	当であることから立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当							
	する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相							
	当であるものと考えます。							
	また、5-4については、先ほどご説明いたしました整理番号3の建設工事に							
	伴う残土仮置場及び作業用の通路敷地としての一時転用となります。							
	一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること							
	が確実と認められるときは、許可されることになりますが、工事完了次第、農地に原作せるにおける事業は要素が提出されており、スの農場の第三性が認							
	に原状回復する旨記載の事業計画書が提出されており、その農地の復元性が認							
	められることから、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の							

不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。

なお、本案件は市街化調整区域内の建設工事でありますが、特定ガス事業者が 行う場合は、都市計画法による開発行為の手続きは不要であることを確認して おります。以上でございます。

# 議長

整理番号3及び整理番号4について、岡芹委員の報告をお願いいたします。

# 岡芹委員

9番岡芹より報告させていただきます。 4月20日9時頃から荒井推進委員 と現地確認及び申請代理人より聞き取り調査を行いました。申請地の概要につきましては、議案書40ページ5-3及び5-4の地図をご覧ください。

申請地は国道462号線沿いで関越自動車道本庄児玉インターチェンジ児玉 方面出口の西側に位置しております。

恐れ入ります。議案書37ページにお戻りください。

5-3につきましては、申請目的は天然ガス輸送のための導管施設などの施設用地としての所有権移転でございます。受人は、関東を中心とした各都県のガス事業者や大口の需要家へ天然ガスを供給しています。今回、天然ガス需要の堅調な伸びが見込まれる関東地域において、一層安定的な天然ガスの供給体制を整えるために、群馬県藤岡市から本庄市に至る約16キロメートルの区間にガスの導管を新たに設置する予定です。この工事に伴い、ガスパイプラインの安全性を向上させるために必要となる施設などを申請地に新設するとのことです。これらの工事により、ガスの供給ラインが複線化し、供給体制が増えるとともに、災害時にも安定した供給能力が確保できるとのことです。

5-4につきましては、今説明しました工事を進めるために、農地の一部を借用し、通路や造成工事で発生した土などの一時的な置き場として使用するための一時転用となります。

申請地は、高速道路の出入り口から300m以内のため第3種農地に該当し、 原則転用許可となる場所であること、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす 恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。

以上、ご報告します。

### 議長

次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。

# 事務局長

整理番号5をご説明いたしますので、37ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。

申請地位置図は、41ページをご覧ください。5-5については、農用地区

	域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10〜クタール未満であ
	ることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準
	である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成すること
	ができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書
	類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考え
	ます。以上でございます。
議長	整理番号5について岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	整理番号5について、9番岡芹より報告します。4月20日午前9時30分頃
	から、門倉推進委員と現地確認及び代理申請人から聴き取りを行いました。申請
	地の概要につきましては、議案書41ページ、5-5の地図をご覧ください。
	申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西方向へ250m
	ほど進んだ道路北側の場所で、集落の中に位置しています。
	恐れ入ります、議案書の37ページにお戻りください。申請目的は、現在家族
	4人で賃貸住宅に住んでいます。家具も増え手狭になり、早めに住宅建築を行い
	これからの生活設計を計画したいということです。早めに住宅を取得すること
	により、高齢になっても住宅ローンに悩むことも少なくなると考え申請に至っ
	たとのことで、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。
	申請事由は自己用住宅用地です。申請地周辺は住宅が点在し、他の農地に支障
	をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。
	以上、報告いたします。
議長	ただいま、整理番号1から整理番号5までの説明及び報告に対しまして、ご質
	疑がありましたらお願いいたします。
	(なし)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号5について、許可相当
	とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	以上で、議案審議を終了いたします。
	続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第19号から報告第2
	3号までを、順番に事務局よりお願いします。
事務局長	まずは、報告第19号を説明いたしますので、議案書42ページをご覧くださ
	V'o
	報告第19号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の
	3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規
	定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。

届出内容については、43ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。 相続により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならな いという規定による届出でございます。

続きまして、報告第20号をご説明いたしますので、議案書44ページをご覧ください。

報告第20号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法 第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決 裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、 会長。

届出内容については、45ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。 市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会 へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でござい ます。

続きまして、報告第21号をご説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。

報告第21号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。

届出内容については、47ページをご覧ください。専決処分件数は、8件です。 市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合 は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという 規定による届出でございます。

続きまして、報告第22号をご説明いたしますので、議案書48ページをご覧ください。

報告第22号、農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。

通知内容については、49ページ及び50ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数でございますが、第21号議案における農地法第3条の規定による許可申請、整理番号8の取下げに伴い、整理番号6及び整理番号7も取消されましたので、5件となります。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなけれ

	<del>-</del>						
	ばならないという規定による通知でございます。						
続きまして、報告第23号を説明いたしますので、51ページをご							
	報告第23号、農業用施設(2アール未満)の設置に伴う届出について、農地						
法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市							
事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでござい							
提出、会長。							
	届出内容については、5 2ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。						
	2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け						
	出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以						
	上でございます。						
議長	報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。						
	以上で、報告を終了いたします。						
	皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここ						
	で、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。						
事務局長	ありがとうございました。						
	次に、議事日程 5 、事務局連絡事項に移ります。						
	(事務局長説明)						
	以上をもちまして、令和4年第4回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。						
	大変、お疲れ様でございました。						
	(閉会)						

	令和4年第4回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿					
開催日		令和3年4月25日(月)				
 開催場所		本庄市役	设所 大会	議室		
	開会時刻	午後2時	 身			
	 閉会時刻	午後2時	50分			
	会長	田端二諸	<b>事</b> ──			
	会長代理	細野 俊				
議席 番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録 署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	粂原 直樹	出席
2	関根 清	出席		一工	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席		仁手	髙橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		40	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席		旭	亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	欠席			内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席		北泉	荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		in -	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席		児玉	宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席			倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席		金屋	鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席	$\bigcirc$		福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席	0	秋平	清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸正一	出席
17	木村 文子	出席		. 4	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席			新井 明夫	欠席
	細野 林之助	出席		共和	出牛 康	出席
	小川 忠	出席		/ / / / /	山本 道雄	出席
藤田	福島正紹	欠席			M-1 754E	17/114
説明貞	説明員					
事務局長       中西 太         局長補佐兼庶務係長       高山 教子         局長補佐兼農地係長       高群 邦人         庶務係主査       飯川 佳紘         農地係主任       新井 靖子         農地係主事補       江森 憲太         支所環境産業課産業係主査       森本 克美						
書記						

高群 邦人

局長補佐兼農地係長